

【論 説】

解放直後の南朝鮮における日系企業*

—東洋棉花系列企業を中心に—

福 岡 正 章

は じ め に

本稿の目的は、解放直後の朝鮮半島南部における日系企業、特に東洋棉花系列企業（以下では、東棉系列企業）の行動を明らかにすることである。解放直後の朝鮮半島の情勢は、北緯 38 度線を境に北にソ連軍、南にアメリカ軍が進駐し、双方で軍政が敷かれた。アメリカ軍は、進駐当初から日本の重要産業や銀行に対する接収を開始する。また、労働者による工場や企業体の自主管理運動が広範にみられ、日本企業の操業も充分に行われていなかった。こうした継続的な操業を行う展望がない状況下で、在朝鮮日本企業は、自己の資産をいかに処理するのかという問題をつきつけられる。本稿では、米軍政庁の日本財産、日本企業（以下では、帰属財産、帰属企業体）に対する政策に規定されつつ、旧東棉系列企業が労働者の自主管理運動にどのように対応し、自己の資産をどのように処分しようとしたのかを検討する。その際、企業の行動を規定したものの 1 つとして戦時期の企業整備を考える。日本本国では、1943 年から設備転用、金属回収、労務供出を目的にした大規模かつ徹底的な企業整備が進められていく¹⁾。朝鮮でも従来の「中小企業維持育成政策」が

* 本稿の執筆にあたっては、平成 21 年度私立大学等経常費補助金特別高度化推進特別経費大学院重点経費（研究科分）の助成を受けました。記して、感謝いたします。

1) 日本本国における企業整備の展開については、原朗・山崎志郎編（2006）『戦時日本の経済再編成』日本経済評論社を参照のこと。

放棄され、「企業整備基本要綱」、「中小商工業整備要綱」、「企業整備による財政金融措置要綱」などによって企業整備が開始され、事業のあり方を大きく再編成された企業も存在すると考えられる。そこで、本稿では、戦時期における企業整備の帰結が解放直後の情勢に対する東棉系列企業の行動をどのように規定したのかを検討する。すなわち、①東棉京城支店が朝鮮で関連会社を含めてどのような事業体系を構築したのか、②戦時の企業整備によって、東棉京城支店の事業体系がどのように再編されたのか、③こうした戦時期の再編が解放直後の東棉系列企業の行動や操業再開のあり方をどのように規定したのかといった点を明らかにする。

企業整備や解放直後の南朝鮮における労働者自主管理運動、帰属財産の処理については、一定の研究蓄積がある。企業整備に関しては、ホ・スヨルの研究が注目すべきものとしてある²⁾。ホは、1939年の工場名簿を利用し、企業整備の対象となった業種を分析している。その結果、総督府は、朝鮮人工場の比重が比較的大きい業種で整備をすすめたこと、企業整備は、朝鮮人工業を整理することを目的にしているとはいえないものの、朝鮮人工場により大きな影響を与えたと述べている。さらに、植民地下において形成された日本人の「物的遺産」がどのように解放後に継承されたかという点についても、企業整備の結果、多くの企業が軍需企業へと転換し、植民地期に形成された物的遺産は、充分に継承されなかったと展望している。しかし、ホの研究では、いわし油脂や道所管の商業部門を除いて、実際の企業整備の実施過程が検討されていないため、企業整備がどれほど徹底して行われたかという点について未解明の部分が多く、解放前後の規定関係についても抽象的である。

解放後の帰属財産に対する研究では、キム・ギウォンの研究がある³⁾。キ

2) 허수열(2005)『개발 없는 개발-일제하, 조선경제 개발의 현상과 본질』은행나무. (ホ・スヨル著, 保坂祐二訳(2008)『植民朝鮮の開発と民衆——植民地近代化論, 収奪論の超克——』明石書店).

3) 김기원(1990)『미군정기의 경제구조-귀속기업체의 처리와 노동자 자주관리운동을 중심으로』푸른산. 自主管理運動については、キムの研究以外にも中尾美智子・中西洋(1984, 1985a,b)「米軍政・全評・大韓労総——朝鮮‘解放’から大韓民国への軌跡——」『経済学論』

ムの研究では、帰属財産をめぐる米軍政、自主管理運動の関係を検討し、米軍政庁が自主管理運動を抑圧しつつ、帰属財産の払下過程であらたな資本家層を育成していったことを明らかにしている。この研究は、帰属財産の形成史として植民地期を分析の起点に置き、帰属財産、帰属企業体が解放後の韓国経済に重要な規定性を持っていたととらえていることが特徴である。

一方、最近の研究では、帰属財産、帰属企業体が米軍政庁による接收過程で「脱漏」、管理過程で「遺失」しており、特に解放後の経営条件の不安定化の中で、「遺失」する企業が多かったことも明らかにされている⁴⁾。この研究は、帰属財産、帰属企業体が1950年代の工業化に重要な役割を果たさなかったという点を示唆するものである。こうした正反対ともいえる見解が存在することは、40年代における帰属企業体の稼働状況に大きな差があることの反映であると思われる。40年代に稼働状況の差を生み出したのは、解放後の経営条件だけではなく、戦時期の企業整備ももう1つの要因であると本稿は考える。

本稿の構成は、次の通りである。まず、第1章で解放以前の戦時期の東棉系列企業における企業整備の過程を分析し、東棉系列企業の事業体系がどのように再編成されたのかを明らかにする。第2章では、米軍政庁が東棉系列企業にどのような姿勢を取ったのか、また、それらの企業がどのような行動をとったのかを明らかにする。

1 東洋棉花の系列企業と企業整備の展開

1.1 戦時期における東棉系列企業

まず、最初に第1表で、朝鮮半島における東洋棉花の系列企業を確認したい。東棉は、1936～37年の間に5社、1940年代に5社を設立している。その内、南北棉業、京畿染織、東棉繊維工業は、新規の設立である。それ以外は、東

『集』第49巻1号、第50巻4号、第51巻1号、pp.65-96、pp.28-55、pp.97-126。金三洙(1993)『韓国資本主義国家の成立過程 1945-53年——政治体制・労働運動・労働政策——』東京大学出版会などがある。

4) 김대래·배석만(2002)「귀속사업체의 연속과 단절(1945-1960)——부산지역을 중심으로——」『경제사학』33권, pp.63-93.

第 1 表 朝鮮における東棉系列企業

(単位：千円，人，%)

	設立年	事業目的	払込 資本金	株主数	株式保有率			
					法人		個人	
					東棉	その他	朝鮮人	日本人
南北棉業	1919年	繰綿業	2,000	11	100	※	※	※
京畿染織	1936年	人絹染織	3,000	15	100	※	※	※
新光織物	1936年	人絹交織製造	50	27	-	-	-	-
西鮮人絹織	1936年	人絹織物・交織	72	7	-	-	-	-
旭絹織	1937年	人絹織物	1,000	16	55	-	-	34
朝鮮絹織	1937年	人絹織物	500	-		注 1) 45		
東棉繊維工業	1941年	麻紡織・加工	16,000	-	46	54	※	※
慶南合同製糸	1941年	生糸等製造	180	-	-	注 2) 97	-	-
熊田織物	1942年	絹織物	500	-	※	注 3) 100	※	※
慶北機業	1942年	絹織物製造・販売	200	-	25	注 4) 75	※	※
朝鮮捺染工業	1943年	染色加工	300	-	13	※	※	※

注：※はなし。-は不明。1) は京畿染織，2) は旭絹織，3) は熊田 50%，旭絹織が 50%，4) は旭絹織の比率。

資料：東洋棉花株式会社（1960）『東棉四十年史』。中村資郎編（1942）『朝鮮銀行会社組合要録』。東棉査業部（1939）「東棉傍系会社概要」。

棉が既存会社の株式を取得し，系列化したものである。30年代は，人絹織物，染色関係の関係会社の設立が多く，40年代になると，生糸，絹織物業の会社を系列化していることがわかる。特に，40年代は，関係会社である旭絹織からの出資が東棉からの出資より多い。以上から東棉は，朝鮮において人絹織物，絹織物業に多くの関係会社を有していたといえる。

次に，株主の構成をみると，南北棉業については，株主すべて東棉本社の役員，京城支店の人間であった。京畿染織についても同様であると考えられる。また，確認できる限りでは，法人からの出資が多く，個人株主をみてもそのほとんどが日本人株主であったといえる。

それでは，戦時期における東棉京城支店の収益の構成を第2表で検討してみる。東棉京城支店の商品取扱による収益は，1939年が約55万円，43年が112万円とこの間に倍増している。また，関係会社からの配当も39年の下期

第2表 東棉京城支店における配当収益と商品取扱収益

(単位：円)

	商品取扱	配当収益					配当合計
		南北棉業	京畿染織	旭絹織	慶北機業	東棉織維	
1938年下	651,440	182,027	※	※	※	※	182,027
1939年上	210,595	※	※	※	※	※	※
1939年下	344,107	228,000	※	112	※	※	228,112
1943年上	459,126	※	※	※	※	※	※
1943年下	666,168	200,000	240,000	36,000	※	※	476,000

注：※は配当なし。

資料：「過去五ヵ年所有株式配当金並代理店口銭収益高明細」。

「地域別期別実績明細表」。「関係事業投資並金融」。

第3表 朝鮮における繊維製品統制の展開（1943年ごろ）

	製品規格	価格	配給	生産
広幅綿織物	○	○	○	○
移入人絹織物	○	○	○	○
朝鮮産人絹織物	○	○	×	×
人絹交織	○	○	×	×
絹織物	○	○	×	×
絹交織	○	○	×	×

注：○は実施。×未実施。

資料：朝鮮織物協会（1943）「朝鮮に於ける繊維統制の現状」。

が22万円、43年の下期が47万円と増加している。配当収入は、43年下期から京畿染織、旭絹織からの配当も加わり、43年の上期の商品取扱収益に匹敵するようになる。43年下期における配当収益は、人絹織物分野の企業からの配当収益が多かったことがわかる。

それでは、戦時期、1940年代の東棉京城支店の高収益は、どのような要因によってもたらされたのであろうか。朝鮮における繊維製品統制のあり方から検討してみる。第3表は、1943年ごろの朝鮮における繊維製品、特に織物に関する統制を示したものである。製品規格、価格の統制は、すべての分野で実

施されている。しかし、配給、生産統制については、広幅綿織物と移入人絹織物に関してのみ行われているだけで、朝鮮産人絹織物、交織物、絹織物については、1943年段階でもこれらの統制が未実施であった。このことから、43年までは、人絹織物、交織物、絹織物の生産品種、生産量の調整及び販売が総督府の指示に基づいて行われず、各企業が自由に行っていたことがわかる。1940年代に東棉が絹織物関連分野に関係会社を配置したのは、絹織物分野の統制が緩やかであったためといえる。しかし、朝鮮産人絹織物分野に対する配給統制は、44年になって総督府で検討されはじめる⁵⁾。配給制度への移行措置として、元売団体である朝鮮スフ人絹綿糸布商同盟会と卸売商団体である朝鮮綿糸布商連合会が共同して、「朝鮮絹、人絹織物計画配給実施委員会」を組織し、朝鮮産、内地産を合わせて適正需要量の比率にもとづき、地方の道小売商へ販売するようになった⁶⁾。朝鮮スフ人絹綿糸布商同盟会は、1937年に設立され、役員に東棉、三興、田村駒、日本綿花、三井物産、江商、八木など、繊維専門商社の京城支店、出張所が入っていた⁷⁾。配給制導入に先立って行われた措置をみると、販売先への割当は、業界の自主性、すなわち「自治的」に行われており、ある程度生産過程に関係会社を所有している商社の利害関係が保護されたのではないかと推測される。東棉は、人絹、絹織物業に多くの関係会社を所有していたことは先にふれた通りである。特に、第1表にある旭絹織は、東棉が出資し、丸新絹布と合併して誕生した企業である。東棉が出資する際の契約書によれば、旭絹織側は、条件が一致しなければ、他社との取引も行い得たものの、原則として原料の購入と製品の販売は、東棉を通じて行うことが義務づけられていた⁸⁾。原料である人絹糸、生糸の配給統制は、すでに実施されていたため、総督府の指示のもとに行われていた。しかし、製品の販売について

5) 船越順二(1944)「朝鮮に於ける繊維統制の現状」朝鮮織物協会『朝鮮織物協会誌』36号、pp.75-80.

6) 同上.

7) 朝鮮織物協会(1943)『朝鮮繊維要覧』p.255.

8) 福岡正章(2002)「1930年代朝鮮における人絹織物業の展開構造」『日本史研究』480号、pp.1-26.

は、43年段階まで自由販売であったため、東棉は、上記のような契約に基づき、関係会社との取引を増加させていったと考えられる。このことが戦時期に商品取扱収益を増加させていったといえる。

以上から、東棉京城支店にとって、生産過程に存在する関係会社は、製品取扱量の増加による収益増、配当という2つの面で収益の原泉であったといえる。

1.2 朝鮮における企業整備の展開

ここでは、朝鮮における企業整備の展開過程とそれによって、東棉京城支店の事業体系がどのように再編されたのかを検討する。

朝鮮では、総督府は、「特種事情」を考慮し各種企業の維持育成方針を堅持してきたものの、いくつかの事情を考慮して、その「方針を一部変更し」、1943年10月に「企業整備基本要綱」を決定した⁹⁾。いくつかの事情とは、①原料、取扱品の減少によって、経営難に陥る企業の続出したこと、②企業許可令に先だって、功利的、投機的かつ基礎薄弱な企業が続出したこと、③その結果、古くから営業を行っているものに脅威を与えているため、共倒れを防ぐことが必要であるということであった。この説明をみると、先行的に朝鮮へ進出してきた企業の利益は、ある程度守られるかのような印象をうける。

具体的な第1次企業整備業種としては、23の業種が対象となった¹⁰⁾。整備対象となった業種には、道所管のもの、総督府所管のものがある。道所管の業種としては、絹人絹織物業、メリヤス製造業、被服製造業などがあり、総督府所管の業種は、硝子製品製造業、製糸業、真綿製造業などであった。東棉系列企業の多くは、道所管による企業整備の対象となった。1944年3月には、企業整備対象業種と金属回収令による回収物件が発表された¹¹⁾。この発表では、整備対象となる業種を指定するとともに、金属回収令によって、物資の横流れを防止し、設備の回収目的が「屑化」すなわちスクラップ化に

9) 朝鮮織物協会 (1943) 「絨維時事」『朝鮮織物協会報』35号, p.19.

10) 「總督府에서 物的資源의 重點的配置」, 『매일신보』(1944年2月24日).

11) 朝鮮總督府 (1944) 「第一次企業整備業種指定さる」朝鮮總督府『朝鮮』347号, pp.96-97.

あるのではなく、設備そのものの活用にあるとしている。また、金属回収令の適用についても「当該物件の不急部門への転用を制限」するに過ぎないとも説明されている。回収物件については、軌条、高压容器、蒸気タービン、蒸気機関、内燃機関などが回収物件として指定された。

それでは、企業整備の対象となった東棉系列企業での整備過程は、どのようなものであったのであろうか。

「三社合併及増資手続ト併行シ京畿社ノ企業整備ニ関連シ総督府ノ決定ニ基キ東棉織維工業社ガ其設備ノ譲受許可申請書ヲ旧曆二十日京畿道知事へ提出致置候処、同月三十日付ニテ認可之有候。諸機械中旭社へ貸与スベキ分ハ、譲受ノ上東織社名義ニ於テ行フ事ト相成候。本認可アリタルタメ、京畿社ノ機械ハ移動手続ヲナスコトニヨリ、移動可能トナリタル次第ニテ本月早々旭社ハ、京畿社ノ撚糸機ノ解体ニ着手積送ノ準備ニ取掛リ居申候。」¹²⁾ (句読点は筆者)

この史料でいう「三社合併」は、東棉織維工業（以下、東織）、京畿染織、旭絹織の合併のことを指す。総督府は、3社の合併という形で、京畿染織に対し企業整備を行う。その目的は、増大する軍の麻布に対する需要に京畿染織及び旭絹織の製織、加工能力を利用することで対応しようとしたものと推測される。合併の結果、京畿染織が所有する機械類は、東織名義となり、撚糸機が旭絹織へ貸与されている。

それでは、企業整備の対象となり、機械が搬出された京畿染織の経営は、どのようなものだったのであろうか。

「四業態

12) 朝鮮連絡役「昭和廿年一月一二日 織維工業設備譲受許可申請認可ノ事」なお、本史料は、福岡正章（2003）「太平洋戦争期植民地朝鮮の工業動員制度——軍需会社法、軍需生産責任制度を中心に——」『経済論叢』pp.85-100で引用されたものであるが、史料の解釈にあやまりが存在するため、再度引用した。

配給糸ハ今後ハ当社ニハ停止（転用ノタメ）。

而シ人絹糸ヲ約十萬ポンド割当済未着■■■空手形ニナリニケルモノアリ。織機ハ旭ニ二九八台分譲。残り五六一台中三七〇台運転中（三月二十日調）、休転一九一台勘定ナルガ右三七〇台ヲ継続運転スルモノトシテ（工員数ニ左右セラレ増台ハ困難）、六月一杯迄ノ本絹及人絹糸アリ。更ニ前記ノ空手形人絹糸入荷スルモノトセバ、約二カ月呈ノ延長ハ可能ナリ。本店ニハ、一再ナラズ当社転用ニ当リテハーヶ月約十萬円ノ赤字計上ヲケ年位覚悟ヲ要スル見込ト上申致候。」¹³⁾（句読点は筆者。■■■は判読不能）

まず、この史料からわかることは、企業整備後の京畿染織に対する原糸の配給が停止されていることである。さらに、撚糸機にとどまらず、織機も旭絹織に絹織機を 298 台「分譲」しており、京畿染織には、561 台の織機が存在した。それに対し、東棉は、旧内海紡織の綿織機を補充しようとしていた¹⁴⁾。しかし、こうした企業整備の結果、京畿染織は、操業を行っても月当り約 10 万円の赤字が計上される見込みであるとしている。つまり、京畿染織の収益性は、極端に悪化したことがわかる。

最終的に企業整備の結果、主要東棉系列企業の設備は、どのようなものになっていたのであろうか。第 4 表は、日本の敗戦直後の設備状況をみたものである。ここからは、京畿染織の絹織機が 559 台減少し、代わって綿織機が 525 台増加していることが分る。また労働者数も 680 人減少している。それに対し、旭絹織は、労働者数については、不明であるものの、絹織機は、222 台増加している。また、敗戦直後に作成された東棉繊維工業株式会社「調査事項」（学習院大学東洋文化研究所蔵友邦文庫）では、東織の傘下工場として、新義州工場、京城工場、鎮南浦工場があげられており、最終的に釜山の旭絹織は合併されず、鎮南浦の新光織物が東棉繊維工業に合併されていたことが

13) 平尾精一郎「京畿染織 引継書」。

14) 東棉株式会社（1960）『東棉株式会社四十年史』p.294。

第 4 表 解放直後における主要東棉系列企業の機械設備

	1939 年				1945 年			
	織 機 (台)		撚糸機 (錘)	労働者 (人)	織 機 (台)		撚糸機 (錘)	労働者 (人)
	綿織機	絹織機			綿織機	絹織機		
京畿染織	※	860	7,000	1,580	525	301	600	900
旭絹織	※	378	300	487	※	600	—	—
東棉繊維工業	※	※	※	※	300	※	384	550

注：※は設備がないことを示す。—は、不明。

資料：東洋棉花株式会社（1960）『東洋棉花 40 年史』。東棉査業部（1939）棉傍系会社概要。
東棉繊維工業株式会社「調査事項」（学習院大学東洋文化研究所）。

わかる。

企業整備に対するこうした東棉京城支店の対応は、旭絹織の生産能力を維持することで、主要収益部門であった人絹織物分野での操業を何とか維持し、収益を確保しようと試みたものではないかと推測される。

しかし、企業整備は、東棉京城支店にとってみれば、商品取扱、配当の面で収益の原泉であった人絹織物分野における関係会社との連関を破壊するものであったといえる。

2 解放直後の東洋棉花系列企業

2.1 自主管理運動の展開と米軍政庁の帰属財産に対する姿勢

本節では、解放直後から南朝鮮で発生した労働者自主管理運動と米軍政庁の帰属財産、帰属企業体に対する政策を検討する¹⁵⁾。

労働者自主管理運動は、各企業で管理委員会、維持会、自治委員会などさまざまな名称で呼ばれている。8月15日直後から、日本人財産不買同盟など日本人企業の売却を拒否する運動が展開される。当初は、生計費確保を目的にした朝鮮人による退職金などを要求するものであった。労働者自主管理運動は、そうした労働者の生計費確保運動を一步すすめたものであり、目的は、

15) 本章の自主管理運動に関する叙述は、김기원 (1990) によるものである。

帰属財産，帰属企業体の売却による工場の解体を防ぐことが目的であった。ただし，日本人企業だけでなく，朝鮮人株主が引き継いだ事業体や朝鮮人企業でも自主管理運動が展開される。それでは，繊維関連工場が集中する永登浦における解放直後の自主管理運動は，いかなるものであったのか。下記の史料をみよ。

「東洋紡 八月十六日以降掠奪綿布四，〇〇〇反，一時従業員ニ接收セラレ金庫ノ鍵取ラレタルモ数日前漸ク取戻シタル由，目下八月下旬の在庫品処分ニ絡ム官吏貶職事件ニ関シ清水支店長留置中。」¹⁶⁾

東洋紡の京城工場では，綿布 4,000 反が掠奪され，金庫の鍵を労働者によって接收されていた。鐘紡では，8 月 16 日以降，女工の逃亡，男工及び部外者による在庫の掠奪，1 人当たり 1,500 円の退職金が要求される¹⁷⁾。さらに，朝鮮人企業である京城紡織では，「重役始メ従業員全部半島人トテ無難ナルカ如ク想像サルルモ，実ハ異ラズ同工場ハ永登浦労働同盟ノ発祥地トナリ職工ノ占拠スルコトトナリ重役始メ職員ノ入場ヲ」¹⁸⁾ 拒否されるという状態であった。京城紡織の場合，東洋紡，鐘紡と比べ，より組織的な運動が展開されていたようである。それでは，同じく永登浦に工場を所有していた東綿繊維工業京城工場（旧京畿染織，以下東綿京城工場ないし東綿）¹⁹⁾ では，労働者自主管理運動は，どのような様相であったのであろうか。

「去ル九月十日ヨリ勃発セシ労使関係悪化ハ従業員及出入り人夫ノ金銭強要暴行■■■一時危様ニ逢着シ，工場内内地人役職員ノ人命ニ拘ル形勢トナリ，同月十九日内地

16) 京城 山本喜一「昭和 20 年 9 月 29 日 大阪本店重役席御中 報告ノ事」。

17) 同上。

18) 同上。

19) 東綿繊維工業は，朝鮮半島北部の新義州に麻の紡織，加工工場を所有していた。なお，新義州工場は，45 年 8 月 31 日に「平安北道臨時人民政治委員会産業部」の命令により，「従業員自治委員会」に引き継がれている（東綿繊維工業社「引継書 昭和三十一年八月三十一日」）。

人全部百十餘名ハ、工場住宅ヲ退出シ、東棉社員社宅及会社食堂ニ分宿退避為度、其後従業員トノ間ニ保処^{ママ}処理契約ニ付、折衝ヲ重ネ候共、従業員ノ条件不当ニテ会社側ノ同意ヲ得ズ、— (中略) — 一旦工場内外ノ平穩化ヲ見定メ内鮮人共同処理ニ当ラセ居候。」²⁰⁾ (句読点は筆者。■は判読不能)

東洋紡、鐘紡、京城紡織と比べ、東織京城工場では、やや遅く自主管理運動が展開されたようである。経営者側は、工場管理にかかわる問題で労働者と交渉を行っていた。それでは、南朝鮮を支配していた米軍政庁は、帰属財産や労働者の自主管理運動に対しどのような姿勢で臨んだのであろうか。

特殊会社や重要産業と目された企業、銀行に対する米軍政庁の接収や直接管理は、進駐当初から行われていた²¹⁾。しかし、先行研究でも指摘されている通り、当初、米軍政庁は、1945年9月25日に公布された法令第2号に基づき帰属財産のうち私有財産の売却を容認していた。同法令では、日本の国有財産については、処分を禁止しつつ、私有財産については、売買の手続きを定めていた。その手続きとは、売主が「朝鮮政府」に取引の内容を記した書類を提出し、60日以内に禁止命令がない場合、取引が成立するというものであった。また、収入金については、朝鮮銀行とその支店、代理機関に引き渡すとなっていた²²⁾。法令2号では、米軍政庁が帰属財産の中で私有財産に対する所有権を尊重しようとしていたといえる。この法令2号に従って、米軍政庁の財務局内に2名の官吏を置き、帰属財産を取扱うこととなった²³⁾。

ところが、12月6日に米軍政庁は、法令第33号を公布し、公私を問わず帰属財産に対する所有権を米軍政庁が取得し、従来認められてきた所有権を

20) 京城 山本喜一「昭和20年10月27日 大阪本店重役席御中 京城工場出火ト男子寄宿舎一棟焼失ノ事」。

21) 森田芳夫(1964)『朝鮮終戦の記録』巖南堂書店、pp.293-296。京城電業、朝鮮電業、京城日報、同盟通信社京城支局、朝鮮食料営団、小林鉱業、東洋拓殖なドインフラ部門、メディア、燃料関連の企業や特殊会社が接収されていた。

22) 森田(1964)同上書。

23) 김기원(1990), 앞의 책, p.115.

無効とし、その財産の譲渡手続も無効とした。この措置は、1945年10月13日に承認されたSWNCC176/8の指令に基づくものである。この指令は、日本人の財産に対する所有権を否定し、朝鮮内にある日本政府及び日本人の財産に対する所有権をGHQ/SCAPが確保するというものであった。法令33号は、この指令を受けた米軍政庁の方針転換であった²⁴⁾。さらに、米軍政庁の方針変化は、朝鮮を日本から分離させるという政策目標にしたがったためであると先行研究では、説明されている²⁵⁾。

しかし、実質的に法令33号の公布以前より、日本人私有財産の売買は、行われていなかった。それは、アメリカ本国から米軍政庁に対する「日本人財産に関して売買を決済してはならない」という指令に基づくものであった²⁶⁾。「敵産管理官」も「布告2号によって、(日本人財産は—筆者)購入することができるが、ワシントンから価格その他の指令がないため、一つも整理決済したことはない」と述べていた²⁷⁾。いつからかは明らかにし得ないものの、法令第33号が布告される12月6日以前の段階で私有財産の売買も実質的には、停止していたといえる。組織的にも米軍政庁は、11月13日に財産管理課(後に財産管理庁と改称)を設置し、財産管理官を任命した。財産管理課は、80名の人員を擁する組織となった²⁸⁾。この財産管理官の設置は、どのような背景を持つものであったのであろうか。下記の史料をみても。

「3 日本軍の撤退とアメリカ軍の進駐に伴い、大きな自由が与えられた。労働者側は、自由な活動に固有に備わっている責任を認識しないまま、自由の恩恵を嬉々として享受している。このような自由に対する解釈は、労働者側の無政府主義的な態度に帰結した。労働者の姿勢は、すべての日本人企業は労働者によって接収されなければならないというものである。アメリカ軍政庁は、この労働者の姿勢を改めるため

24) 金三洙 (1993) 前掲書, pp.50-51.

25) 김기원 (1990), 앞의 책, p.53.

26) 「일본인 재산매매는 일체결재하지말라」, 『자유신문』 (1945年11月24日).

27) 「한건도 결재한것은 없다」, 『자유신문』 (1945年11月24日).

28) 김기원 (1990), 앞의 책, p.116.

の措置をとり、すべての日本の財産をいまや正式に軍政庁財産管理官の管理の下に置き、管理官は、管財人の職務として日本人の財産を保全している。」²⁹⁾

この文書は、米軍政庁工鉱局の文書であり、米軍政庁の労働運動に対する政策を説明したものである。ここに財産管理官を設置した理由が述べられている。すなわち、米軍政庁は、帰属企業体における労働者自主管理運動に対抗するために企業体を財産管理官の下に置いたと述べている。また、ここでは、すべての日本の財産を軍政庁財産管理官の下におくとも述べている。

以上から法令 33 号以前より、米軍政庁は、私有財産も含めた帰属財産の接収に向けた準備を進めていたことがわかる。

2.2 解放後の状況に対する東棉系列企業の対応——東織京城工場の場合

ここでは、東棉系列企業の米軍政庁の帰属財産に対する政策や労働者自主管理運動への対応を検討する。

東棉系列の東織京城工場は、「一方、米軍政当局ノ対日措置ハ暫次明瞭ト相成。排日措置ニ乗出シツツアルモノノ如シ。米軍政ノ公共団体ノ接収ハ、逸早く行ハレ現在ハ燃料関係鉱山ノ接収、之ニ続クハ衣料団体ノ様ニ御座候。」³⁰⁾と米軍政庁の接収をかなり早い段階から予期していた。

米軍政庁と東織京城工場との接触は、1945 年 9 月 27 日に行われた³¹⁾。その際、朝鮮人職員代表とともに日本人経営陣が米軍政庁に出頭したところ、次のようなことが米軍政庁の担当官から述べられた。

「織物工場関係半島工員職員（但シ工場ト同様ナガラ）ハ最早日本人ノ下ニ働く事ヲ欲セズ共モ、衣料ノ供給ト治安維持ノ必要上早急ニ操業再開ノ必要アリ、現在半島

29) HQS.USAFIK office of the Military Governor Bureau of Mining and Industry, "LABOR SECTION POLICY", 16 November 1945 (한림대학교 아시아문화연구소 (1995) 『美軍政期情報資料集 노동관련 보고서』 pp.24-27).

30) 京城 山本喜一「昭和 20 年 9 月 29 日 大阪本店 重役席御中 報告ノ事」。

31) 同上。

人従業員中経営能力ヲ有スル者アリ哉トノ事ニ候。」³²⁾

米軍政庁の担当官は、朝鮮人職員及労働者は、日本人指揮下で労働することを希望していないが、衣料品の供給安定、治安維持のために早期に工場の操業を再開することを経営者側に要望した。また、米軍政庁側は、朝鮮人の経営能力についても質問を行った。それに対し、東織京城工場は、次のように回答した。

「当方ハ、現在絹織機僅二〇〇台ニ過キズ、他ハ処分シ其跡内地ヨリ移入ノ綿紡織機ヲ据付ル予定ニテ其ノ工事中トテ何レモ満足ナル状態ニ非ズ、運転スルニモ資金無ク工員ナク石炭ナク不可能ノ状態ニ在リ、残留二〇〇台ノ操業ニハ、現鮮人従業員ニテ堂ニカ出来ルト思フモ所謂金融ヲ含ム経営ニ就テハ其能力ノ有無ハ不明ナリ。」³³⁾

戦時期の企業整備の結果、工場の設備が絹織機 200 台までに減少し、内地からの移駐設備の据付も完了していないこと、資金、労働力、燃料がないもとは、操業不可能だと回答した。また、朝鮮人の経営能力についても不明と言明した。こうしたやりとりから東織京城工場は、「当工場ヲ委任経営的接收ニ着手スルモノト想像セラレ申候」と朝鮮人に経営を委任させながら、工場を接收するものと米軍政庁の方針を理解したようである。

また、前節では、東織京城工場では、工場管理について従業員と交渉を行っていたと述べた。その交渉については、「当工場ノ保護処理ニ付従業員トノ意見ノ一致セズ、近々藤井工場長以下五名ノ残留職員ノ工場復帰ヲ求メ従業員ト共々休転ノ俣、共同処理ノ任ニ当タルコトニ決定致候、当社ノ金融ハ未ダ解消セズ、南北社■■■部事務ニ応援ヲ求メ居リ又一方釜山旭社ニ連絡奔走中」³⁴⁾と

32) 京城 山本喜一「昭和 20 年 9 月 29 日 大阪本店 重役席御中 報告ノ事」。

33) 同上。

34) 同上。■■■は判読不能。

交渉についてはまともになかったものの、日本人を工場に復帰させ、共同して工場の保護にあたることについては、労使ともに合意していた。また、金融問題を解決するために、経営者側は同じ東棉系列の企業である南北棉業、旭絹織と連絡をとろうとしたようである。

それでは、労使交渉は、何が争点となっていたのであろうか。次の史料をみてみる。

「当社京城工場モ九月中旬ヨリ鮮人従業員ト協議ヲ重ネ候居、彼等ハ現在処分中止セル残存絹織機二〇〇台ノ運転（現在女工、石炭無シ）ノ再開始、当社ニ資金皆無ノ為メ、外部ヨリ運転資金ヲ仰ガントスルニ反シ、当社ハ運転資金無ク又新規ノ綿紡織機ノ据付未済ノ俣ナル現状ニ付僅カ二〇〇台ノ絹織機ノ運転ハ、到底収支償ハズ資金、女工、石炭皆無且入手ノ目途ナキ今ハ、休転ノ俣米軍当局の指示アル迄保全処理ヲ要求シ、意見ノ一致ヲ見ズ。」³⁵⁾

東織京城工場の経営者側は、資金、労働者、燃料が不足していること、企業整備の結果、絹織機が200台しか存在しないため、操業を再開したところで、収益が赤字であることを踏まえ、工場設備の保全を優先すべきと主張している。それに対して、朝鮮人労働者側の主張は、外部より運転資金を導入し、操業を早期に再開せよというものであった。いずれにせよ、労使の交渉はまともならず、朝鮮人労働者は、日本人が工場に復帰することを許可し、協力して工場設備の保全を行うことのみが決定したようである。一方、同じ東棉系列の南北棉業や三井物産の系列企業である東洋製糸では、朝鮮人従業員との間に経営委任の契約が結ばれていた³⁶⁾。東織京城工場の場合は、経営委任の契約までに至らなかったものの、労使間で工場保全については、合意した状態であったといえる。しかし、10月に入り、事態は一変する。

35) 京城 山本喜一「昭和20年10月4日 大阪本店重役席御中 当社京城工場接收前提ノ米軍政管理ノ事」。

36) 同上。

「一方、京畿道 Cap scheitler ノ名ニヨリ、去世日鮮人三名工場ニ来場ニ財産状態ニ付従業員ヨリ聴取シ引揚相成。十月一日小役及芝原総務部長ノ召喚アリ。東棉支店トノ関係並株主関係ノ説明ヲ求メ、同日篠原支店長ノ召喚質問ヲ行ヒ、引続キニ日係員東棉支店ノ来訪、貸借対照表の提出ヲ求メ、且東織社トノ金融関係ノ説明ヲ聴取致候。昨三日再小役及芝原藤井工場長ヲ召致シ、宛残軍ノ如キ米軍政処理ノ承諾書ニ署名ヲ要求致間、予メ今日アルヲ覚悟致居リ事トテ即座ニ署名ヲ了シ申候。要スルニ現状ノ俣米軍政下ニ運営シ後日接收ニ備フルモノノ如クニ御座候」。

この史料によれば、10月に入り、再び米軍政庁より東織京城工場、東棉京城支店に対する召喚があった。東棉京城支店の株主、東織と東棉京城支店の金融関係の聴取、貸借対照表の提出を求めたようである。さらに、10月3日には、「承諾書」への署名を要求した。その承諾書は、工場は、米軍政庁によって管理され、将来的には、接收されると予想されるものであった。米軍政庁は、11月の段階よりもかなり早い段階で東織京城工場を米軍政庁管理下に置き、ゆくゆくは接收するという姿勢を見せていたといえる。

また、この「承諾書」への署名の結果、労働者との経営委任契約も無効となった。次の史料をみよ。

「当局ハ、従業員又ハ他ノ経営計画者トノ間ニ締結セラレタル私的委任契約ハ一切認メズトノ意向ヲ表明スルト共ニ、他ノ諸会社工場モ悉ク同様ノ形式ニヨル処理ヲ行フベキコトヲ公表致居間、東洋製糸及南北両社トノ従業員トノ私的委任契約ハ廃棄サルルコトト想像致居候。一方、東棉支店ニ付本日係員来訪アリ、明朝出頭同様米軍政処理ニ同意署名ヲ求居リ自然先般来協議中ノ従業員トノ委任契約話ハ中止ト相成候。」³⁷⁾

この史料では、米軍政管理下に置かれた結果、「従業員」その他の「経営計

37) 同上。

画者」との間に結ばれた委任契約は、すべて無効となった。同時に労働者との間に経営委任契約が結ばれた東洋製糸、南北棉業でも契約が無効となり、東棉京城支店でも同様の承諾書に署名を要求されたとある。以上のように、接収されることが予想される事態となり、東織京城工場は、どのような対応をとったのであろうか。

「永登浦工場ノ機械据付工事ノ途中ニ於ケル現状ニテハ引継ノ評価上不利故工事完了後ニ引渡ノ様工作シテハ如何トノ御言葉ニ候共、現地ニ於ケル実情ハ到底是様ナ猶予ハ許サズ、又労働問題ハ急激ナル抬頭ヲ見事実上吾々日本人支配下ニ工事ヲ続行スルコトハ絶対不可能ニ御座候。移駐機械残分ノ積出ハ所謂盗人ニ追銭トナルコト故不必要ニ有之。内地ニテ転用ノ心組ニテ待期相成度、尤潮濡分ノ処理ハ必要ニ御座候。」³⁸⁾

この史料によれば、東棉本店では、評価上不利なため、内海紡より移駐した綿織機の据付けを実行してはどうかという意見も存在したようである。こうした意見は、おそらく工場設備の売却に備えたものであると想像される。しかし、東織京城工場側は、機械の据付けについては、労使関係の悪化のため不可能であると回答しつつ、さらなる機械の移駐は、当社の利益にならないため、中止するよう申し入れている。また、東織の機械設備等を本国に移駐させよという意見も本店に存在したようであるが、これに対しては、「全ク実行不可能ナル希望ニ有之。工場等ハ何レモ現状ノ俛、接収セラルルコトニ相成居候。」³⁹⁾と答えている。また、その後工場は、管理を行う人物に「通訳的鮮人ノ手ニ委ネラレタル為、其取巻キノ利権屋ニ無条件ニ指名セラレタル」⁴⁰⁾という結果となった。

38) 京城 山本喜一「昭和 20 年 10 月 19 日 整備課長殿 無題」。

39) 同上。

40) 京城 山本喜一「昭和 20 年 10 月 27 日 大阪本店 重役席御中 京城工場出火ト男子寄宿舎一棟焼失ノ事」。

以上から、東織京城工場の経営者側は、米軍政庁、労働者側の操業再開の要求に対して消極的であり、移駐されてきた綿織機を据付け、工場の収益性を回復させる措置も一切とらなかったことがわかる。操業に消極的であった理由は、戦時の企業整備によって東織京城工場の収益性が悪化していたことであった。また、収益性を回復させる措置をとらなかった理由は、解放直後の早い段階で工場が米軍政庁に接收されることが予見されたためであったといえる。

2.3 解放後の状況に対する東棉系列企業の対応——旭絹織の場合

同じ東棉系列の企業である旭絹織の解放直後における行動は、どのようなものだったのであろうか。旭絹織側でも東織京城工場と同じく労働者自主管理運動が発生していた。しかし、旭絹織については、「十月十日に従業員より成る管理委員会に管理を一任する事に決し全月十九日付を以て軍政慶尚南道庁より正式に承認有之。爾来管理委員会の下に運営仕居候」⁴¹⁾と東織京城工場と異なり、米軍政慶尚南道庁の承認をうけ、管理委員会が工場管理を行っていた。

日本人経営陣側は、この管理委員会をどのように評価していたのであろうか。次の史料をみよ。

「扱今後の会社の処分の件に候が凡そ京城方面にて御承知の事存候。単なる管理委員会にては、到底全幅の信頼を託して後事一切を一任し悠々安心して帰国致す訳に行不申。殊に従業員のみよりする管理委員会では、その素質の程も御推察に御任せ申可、仮令京畿道或は慶尚北道の如く委員会より軍政庁に信託保証金を積むとするも軍政自体の監督の如きほんの名目的ルーズなものにしか過ぎず、どうしてもここに信用し得る人物を入れて然も正式に法的にも根拠づけられた株主或は役員として外部にも十分対抗出来、内部に統率力ある有力な存在として今後経営を容易に運行出来る

41) 清水弘「京城 山本課長、篠原総支配人宛書簡 昭和20年11月15日」。

様に取計ふ要有之事と存ぜられ、予て管理委員会側とも打合せ中の処、大体の成案を得申候へば御承認を賜度と存候。」⁴²⁾

従業員からなる管理委員会の経営能力や米軍政庁の監督に対して、日本人経営陣が不信感を持ち、法的に根拠づけられた統率力ある人物を管理委員会に入れるよう委員会側と交渉していた。操業については、「一日僅に五十反を出でず戦時中の四分の一乃至五分の一程度」⁴³⁾の生産量ではあるものの、工場はなんとか稼働していた。

さらに旭絹織は、会社の譲渡方法についても検討していた。

「既に軍政庁より日本人財産に就て正式処分手続の布告有之。是に従ひ会社全体或は株式の全部又は一部の譲渡を致度。その第一は会社全体の譲渡にて形式的には旧株に代る新株の発行と相成申候。今日少くとも二百万から三百万と十分に評価され得る財産を持ち乍も到底これ丈纏った金を出せる資産家或は事業家はこの地方には見当らず。加ふるに日本人のものは只取り全然としか考へざる成上り根性の者共のみなればこちらの売値が通る筈も無之。これとしても差当り百万と纏って軍政庁に積立てる力の有る人間極めて尠く（勿論前途に対する危惧——殊に朝鮮建国後の社会経済的不安を反映して容易に日本人財産に手出しをしない一般的傾向に災いされて）漸く二/三の信頼し得る人を見出し候へば、之等と従業員側の合意で新株式を発行し、新役員を以て運用して行く方が最も無難な途かと存ぜられ候。」⁴⁴⁾

旭絹織側は、法令 2 号とそれに基づく日本人財産譲渡の手続きにより、資産の譲渡を検討していた。その方法は、2、3 の有力資産家を見出し、彼らと従業員の合意の上で、新株を発行し、新役員で会社を経営するものであった。発行済株式ではなく、新株を発行したうえで、売却しようとしたのは、日本

42) 清水弘「京城 山本課長、篠原総支配人宛書簡 昭和 20 年 11 月 15 日」。

43) 同上。

44) 同上。

に存在した旧株の朝鮮への移転が困難であったためである。

また、この新株発行にもとづく会社譲渡がまとまらなかった場合として、次のような方法も検討されていた。

「但し（イ）右の資本金百万が纏らない場合

（ロ）貴役方に於て百万円位なら放って置いて今の俣でどうでもよろしいと申される場合

には右の会社全体の譲渡の案は自然解消の余儀なしと相成申。

従てここに第二の方法として株式の一部売却を継続致度と存候。御承知の通り内地ある株券の移動は困難につき差当り新氏所有の二、九〇〇株と小生の一〇〇株合計三〇〇〇株を鮮人側に譲渡致（その場合も遺憾乍ら売買申請額は額面通りの金額以上に出でざる事は不得止と存居候）、役員を辞任の上その人達より新しい役員を選出し実際の運営に当たらせ以て管理委員会を解散する方が現在の如き不安心な運営より遙かに強固な且安心出来るものと相成申可と存候。」⁴⁵⁾

それは、朝鮮の清水、新が所有する株式を譲渡し、旧経営陣は辞任し、新経営陣のもとで経営を行い、管理委員会を解散するというものであった。いづれにせよ以上のことから、旭絹織は、東織京城工場と異なり、解放直後から操業を再開しており、管理委員会以外への会社譲渡の手段も様々な形で模索していたといえる。

しかし、こうした努力にもかかわらず、法令 33 号の公布により旭絹織は、米軍政庁に接収されることとなる。

お わ り に

以上から明らかにしたことをまとめると次のようになる。

第 1 点目は、戦時期の企業整備の結果、東織京城工場（旧京畿染織）は、保

45) 清水弘「京城 山本課長、篠原総支配人宛書簡 昭和 20 年 11 月 15 日」。

第 5 表 東織社京城工場、旭絹織の操業状態

(単位：千平方碼、人)

企業名	生産量(47年)	生産量(39年)	管理人	経営形態	従業員
京畿染織公社(東織社京城工場)	15	8,089	李俊烈	-	320
朝鮮絹織(旭絹織)	429	3,087	金智泰	払下仮契約	177

注：- は不明。

資料：南朝鮮過渡政府(1947)『商工行政年報』。朝鮮銀行調査部(1949)『経済年鑑』。東棉査業部(1939)「東棉傍系会社概要」。

有設備が減少し、収益性が極端に悪化したこと。それに対し、旭絹織は、最終的に企業整備の対象とならなかったため、逆に保有設備が太平洋戦争末期においても増加していること。

第 2 点目は、東織京城工場は、収益性が極端に悪化していたため、米軍政庁、労働者側の操業の再開要求に消極的であったこと。また、米軍政庁による接收が確定した段階で東織の日本人経営陣は、日本より移駐された綿織機を据付けるなどの企業の収益性を回復させる措置もとらないまま、日本へと引揚げる。一方、旭絹織は、操業をなんとか行いつつ、さまざまな形で会社資産の譲渡を模索する。こうした対応の差を生みだした要因の 1 つとして、戦時における企業整備、米軍政庁の接收のあり方があるといえる。

それでは、日本人が引揚げたあと、それぞれの企業は、どのようなことであろうか。第 5 表は、東織京城工場、旭絹織の後継企業の操業状態、経営形態などを表したものである。東織京城工場を引き継いだ京畿染織公社(管理人：李俊烈)は、1947 年の生産量が 1 万 5 千平方ヤードに対し、旭絹織を引き継いだ朝鮮絹織(管理人：金智泰、経営形態：払下仮契約)は、生産量が約 43 万平方ヤードであった。両社とも植民地期と比較すると、生産がかなり萎縮していること、朝鮮絹織と京畿染織公社の地位が逆転していることなどがわかる。また、47 年の 1 工場当たり絹・人絹織物の平均生産量は、2 万平方ヤードであることを考えると⁴⁶⁾、朝鮮絹織の生産量がかなり大きいことがわかる。

46) 南朝鮮過渡政府商工部(1947)『商工行政年報』pp.177-178.

労働者数も38年とくらべ京畿染織公社320名、朝鮮絹織177名と京畿染織公社の労働者の減少幅が大きい。こうしたパフォーマンスの逆転をもたらしたのは、戦時期の企業整備であるといえる。

金智泰は、植民地期に東洋拓殖釜山支店で勤務し、釜山鎮織物工場（人絹織物）、朝鮮紙器、朝鮮鑄鉄などの経営経験があり、解放後には、韓国生糸などの製糸業や釜山日報の経営などを行う⁴⁷⁾。旭絹織の後継企業である朝鮮絹織は、金智泰の3大基幹事業と呼ばれるまでに成長する⁴⁸⁾。

最後に本稿の課題について述べる。本稿の分析では、解放直後の状況に対して、朝鮮人資産家達がどのように対応したのかについて充分検討することができなかった。この点については、他日を期したい。

（ふくおか まさあき・同志社大学経済学部）

47) 編纂委員会編（1968）『金智泰社長創業卅五年史』pp.59-76。なお、同書では、金智泰が旭絹織の管理運営を引受ける経過について、管理委員会が投票の結果に基づき会社の運営を要請してきたとある。

48) 一方、大韓商工会議所調査部（1956）『全国主要企業体名鑑』の住所から、東織社京城工場は、最終的に閔丙瑜に引継がれ、京南紡織工場と名称を変更したと推測される。営業目的は絹織、綿織とあるので、おそらく戦時期に移駐した綿織機を掘付けたのではないかとと思われる。

The Doshisha University Economic Review Vol.62 No.3

Abstract

Masaaki FUKUOKA, *Japanese Enterprise in South Korea immediately after the 1945 Liberation: The Case of the Subsidiary Companies of TOYO MENKA*

The purpose of this thesis is to analyze the actions of *TOYO MENKA*'s subsidiary companies in South Korea immediately after the liberation. Among these subsidiary firms, *ASAHIKENSYOKU* restarted its operation at an early stage and tried to sell its property to the Koreans; however, *KEIKISENSYOKU* found it difficult to operate its factory and did not even attempt to sell its property. The factor that brought about such changes in corporate activities was wartime business rationalization.